平成２３年（フ）第６４９号
北九州市小倉南区湯川４丁目21番２―203号
債務者　宮本　増美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０号
福岡県田川郡赤村大字赤5808番地５、前住所福岡県田川郡赤村大字内田622番地２
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２２３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目76番地１―55、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目76番地１
債務者　有馬　秀一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目76番地１―55、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目76番地１
債務者　有馬　春美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
鹿児島県鹿児島市平川町1535番地１
債務者　堂山　優子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市平川町1535番地１
債務者　堂山　昭子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目５番15号　小野アパート101号
債務者　松葉　晶彦
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目18番５号
債務者　西山　直志
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市坂元町60番３号
債務者　本多　明子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2701番地８
債務者　橋口　玲奈
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目10番７―305号
債務者　川畑　友樹
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目21番３―412号
債務者　西山　勝城
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目21番３―412号
債務者　西山　絵吏
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目１番７号福留荘102号
債務者　脇　美紀子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県南九州市知覧町西元5575番地
債務者　山口　直文
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県南さつま市坊津町坊6929番地
債務者　山口　浩史
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１４１号
北海道小樽市銭函２丁目27番５号　ソロールぜにばこ207号室、前住所北海道小樽市銭函３丁目314番地74　長谷川方
債務者　山本　　綾
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部